

杉並区立図書館運営規則

昭和五十七年九月二十九日

教委規則第二十一号

改正 昭和五八年十一月二六日教委規則第一六号
昭和六二年 六月三〇日教委規則第一八号
昭和六三年 三月三一日教委規則第 六号
平成 二年 三月三一日教委規則第 九号
平成 五年 三月三一日教委規則第 五号
平成 七年一月二八日教委規則第 八号
平成一〇年 三月三一日教委規則第 六号
平成一一年 三月二日教委規則第 四号
平成一四年 三月二九日教委規則第二一号

東京都杉並区立図書館条例施行規則(昭和四十二年十月杉並区教育委員会規則第三号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、杉並区立図書館条例(昭和五十七年杉並区条例第二十六号)に基づき、杉並区立図書館(以下「図書館」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

- 2 図書館は、図書館資料及び視聴覚機材を区民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等の活動に資する。
- 3 図書館は、区民の図書館資料及び視聴覚機材の利用に従い、知り得た個人的秘密の保護に留意しなければならない。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 図書館資料 図書等及び視聴覚資料をいう。
- 二 図書等 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、紙芝居、点字資料等をいう。
- 三 点字資料 点字刊行物、点字図書、障害者用録音テープその他点字関係資料をいう。
- 四 視聴覚資料 映画フィルム、ビデオテープ、レーザーディスク、レコード、カセットテープ、コンパクトディスク、スライドフィルム等をいう。
- 五 視聴覚機材 十六ミリ映写機、八ミリ映写機、オーバーヘッドプロジェクター、拡声装置等をいう。

(事業)

第三条 図書館は、それぞれの組織及び施設に応じて、次の事業を行う。

- 一 図書館資料の収集、整理及び保存
- 二 図書館資料の館内利用及び貸出し
- 三 視聴覚機材の管理及び貸出し

- 四 図書館資料及び視聴覚機材の利用のための相談並びに案内
- 五 調査研究に対する援助
- 六 図書館資料の相互貸借
- 七 読書会、研究会、映写会、展示会、講演会、講習会等の開催及び奨励
- 八 視力障害者に対する図書等の朗読、録音等
- 九 地域・家庭文庫の育成
- 十 学校その他関係機関との連絡及び協力
- 十一 その他必要な事業

(開館時間等)

第四条 開館時間は、次のとおりとする。ただし、杉並区教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

- 一 平日 午前九時から午後八時まで
- 二 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号。以下「祝日法」という。)に規定する休日 午前九時から午後五時まで

2 図書館内の各施設の利用時間は、別に定める。

(休館日)

第五条 休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時休館日を定めることができる。

- 一 定例休館日 毎週月曜日(祝日法に規定する休日を除く。)
- 二 年始 一月一日から同月四日まで
- 三 年末 十二月二十八日から同月三十一日まで
- 四 祝日法に規定する休日が月曜日に当たる日の翌日。ただし、五月三日又は五月四日が月曜日に当たるときは、同月六日とする。
- 五 館内整理日 毎月の第三木曜日。ただし、第三木曜日が祝日法第三条第一項に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。
- 六 特別整理期間 年一回十五日以内

(館内利用)

第六条 利用者が図書館内において同時に利用できる図書館資料の種別及び数量については、別に定める。

(個人貸出し)

第七条 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者は、別に定める手続により個人登録をしなければならない。

2 個人登録をすることができる者は、次のとおりとする。

- 一 杉並区内に居住又は在勤若しくは在学している者
- 二 その他杉並区立中央図書館長(以下「中央図書館長」という。)が認める者

3 個人貸出しのできる図書館資料の種別、数量及び期間は、別表第一のとおりとする。

(団体貸出し)

第八条 図書館資料及び視聴覚機材の団体貸出しを受けようとする団体は、別に定める手続により団体登録をしなければならない。

2 団体登録をすることができる団体は、次のとおりとする。

一 杉並区内に住所又は事務所若しくは事業者を有する官公署、学校、社会教育関係団体及びその他中央図書館長が認める団体

3 団体貸出しのできる図書館資料及び視聴覚機材の種別、数量並びに期間は、別表第二のとおりとする。

(貸出種別等の変更)

第九条 前二条の規定にかかわらず、中央図書館長は、必要があると認めるときは、臨時に図書館資料及び視聴覚機材の貸出種別、数量並びに期間を変更することができる。

(図書館資料及び視聴覚機材の利用制限)

第十条 図書館資料及び視聴覚機材のうち、中央図書館長が別に定めるものについては、館内利用及び貸出しを制限することができる。

(利用の制限)

第十一条 図書館の各館長(以下「各館長」という。)は、図書館の秩序を乱し、他の利用者の迷惑になる行為をする者等に対し、図書館の利用を制限し、又は退館させることができる。

(未返還者に対する処置)

第十二条 各館長は、利用者が図書館資料及び視聴覚機材の返還を怠り、又は督促しても返還しない場合は、以後その者に対し、貸出しを制限し、又は禁止することができる。

(紛失等の賠償)

第十三条 各館長は、利用者が図書館資料及び視聴覚機材を紛失し、又ははなはだしく汚損した場合には、その損害を賠償させることができる。

(受贈)

第十四条 図書館は、図書館資料等の寄贈を受けることができる。

(委任)

第十五条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、杉並区教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則(昭和五八年十一月二六日教委規則第一六号)

1 この規則は、昭和五十八年十二月一日から施行する。

2 この規則による改正前の東京都杉並区立図書館運営規則第十五条の規定に基づき定められた事項については、この規則による改正後の東京都杉並区立図書館運営規則の規定により定められたものとする。

附 則(昭和六二年六月三〇日教委規則第一八号)

この規則は、昭和六十二年七月一日から施行する。

附 則(昭和六三年三月三一日教委規則第六号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二年三月三一日教委規則第九号)

この規則は、平成二年五月一日から施行する。

附 則(平成五年三月三一日教委規則第五号)

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成七年一月二二日教委規則第八号)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年三月三一日教委規則第六号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年三月二二日教委規則第四号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年三月二九日教委規則第二一号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

別表第一(第七条関係)

図書館資料種別		貸出数量	貸出期間
図書等	図書 紙芝居	一人につき合計十冊(組)以内	十五日以内
	点字図書 障害者用録音テープ	中央図書館長がその都度定める。	中央図書館長がその都度定める。
視聴覚資料	レコード カセットテープ コンパクトディスク	一人につき合計二枚(巻)以内	十五日以内

別表第二(第八条関係)

図書館資料及び視聴覚機材種別		貸出数量	貸出期間
図書等	図書 紙芝居	図書と紙芝居とで一団体に つき二百冊(組)以内	二箇月以内

	点字図書 障害者用録音テープ	中央図書館長がその都度定める。	中央図書館長がその都度定める。
視聴覚資料	映画フィルム	一団体につき五巻(本)以内	五日以内
	スライドフィルム		
視聴覚機材	十六ミリ映写機 八ミリ映写機 スライド映写機 十六ミリ映写機用交換レンズ レコードプレーヤー ラジオカセット オーバーヘッド プロジェクター アンプ スピーカー 暗幕 スクリーン	中央図書館長がその都度定める。	五日以内